

ソーシャルメディアの管理および運用規程

令和3年5月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会(以下、「本会」という。)が広報媒体として運営するソーシャルメディア(以下、「SNS 等」という。)の公式アカウントの運用について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程の公式アカウントとは、本会が SNS 等を利用して本会事業に関する各種情報を公式に発信する手段をいう。

(適用)

第3条 本規程は、公式アカウントを利用して情報を発信する本会理事、委員会、分科会及び全ての職員(以下、「理事等」という。)、ならびに当該公式アカウントの利用者に適用する。

(公式アカウント)

第4条 公式アカウントは、本会が運営する Facebook、Instagram 等の SNS のアカウントをいう。

2 本会が運営する SNS のアカウント名、URL および担当委員会は以下とする。

(1) Facebook

- 1) アカウント名 公益社団法人日本診療放射線技師会
- 2) URL <https://www.@@@@@@@@@@@@>
- 3) 担当委員会 広報委員会

(2) Twitter

- 1) アカウント名 公益社団法人日本診療放射線技師会
- 2) URL <https://www.@@@@@@@@@@@@>
- 3) 担当委員会 広報委員会

(情報発信の基本原則)

第5条 公式アカウントを利用して情報発信できるのは以下のものに限る。

- (1) 本会理事
- (2) 委員会および分科会の各長
- (3) 課長以上の事務職および専門職
- (4) 第1号から第3号までのものから指示を受けた事務職員

2 理事等は、公式アカウントを利用して情報を発信する際、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本会の一員として自覚と責任を持った発信を行う。
- (2) 法令を遵守する。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意する。
- (4) 職務上知り得た秘密や個人情報の取扱いに十分留意する。
- (5) 公序良俗に反する情報発信をしないよう十分留意する。
- (6) 取扱う情報は信頼性を確保し、正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意する。
- (7) 発信した情報が半永久的に残ること、および瞬時に拡散し得ること、ならびに炎上リスクがあること等を理解し、発信する情報の内容を慎重に吟味する。

(コメント及び問い合わせ)

第6条 本会は、利用者から公式アカウントに投稿されたコメント及びダイレクトメッセージによる問い合わせに対して個別の対応はしない。

(禁止行為)

第7条 理事等は、公式アカウントを私的に利用してはならない。また、公式アカウントを利用して情報を発信する際、次の各号に掲げる情報を発信してはならない。

- (1) 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
- (2) 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
- (3) 職務上必要な場合を除き、他の理事等の個人的な状況や意思等の情報
- (4) 違法行為または違法行為をあおる情報
- (5) 単なる噂や噂を助長させる情報
- (6) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報
- (7) 利用者および第三者の権利を侵害する情報
- (8) わいせつな内容を含むホームページへのリンク
- (9) その他公序良俗に反する一切の情報

2 利用者が公式アカウントを利用するにあたっては、以下の事項を禁止する。

- (1) 公式アカウントの運営を妨げる行為
- (2) 本会または他の利用者その他第三者に対して、迷惑や不利益または損害を与える行為
- (3) 本会または他の利用者その他第三者の商標権、著作権その他の知的財産権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為
- (4) SNS等を運営する事業者が禁止している行為
- (5) 本人の承諾なく、他の利用者その他第三者の個人情報を特定、開示、漏洩する行為
- (6) 特定の個人、団体の名誉や信用を傷付ける行為

- (7)法令、公序良俗に反する行為
- (8)犯罪行為に結び付く行為
- (9)政治活動、選挙活動、宗教活動またはそれらに類似する行為
- (10)本会のアカウントへの第三者になりすます行為
- (11)その他、本会が不相当と判断する行為

(知的財産権)

第8条 公式アカウントに掲載している情報(テキスト、画像等)に関する知的財産の利用については、別途定める「著作物の管理に関する規程」に従う。

2 以下の場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

- (1)「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合
- (2)SNS ページ上でのシェア機能を利用する等、対象となる内容を改編しないで転載する場合
- (3)出典を明記する場合
- (4)利用に関して、本会会長の承諾を得た場合

(公式アカウント利用)

第9条 第5条から第8条に定めるものの他、公式アカウントの利用にあたり以下に留意する。

- (1)利用者の個人情報の取り扱いについては、それぞれの SNS 等を運営する事業者が取得・保有するものであり、本会ではそれらの個人情報を取得・保有しない。
- (2)利用者の投稿に対し、SNS 等を運営する事業者が利用規約に反する行為と判断して利用停止等の措置が講じられた場合、本会は一切責任を負わない。
- (3)公式アカウントについては、予告なく運営を終了し、または削除する場合がある。

(免責事項)

第10条 公式アカウントに掲載した情報は完全性、有用性を保証するものではなく、必ずしも公式な発表、見解を表したものではない。

2 利用者が公式アカウントを利用することによって生じた以下の損害について、本会は責任を負わない。

- (1)利用者が公式アカウントを利用したことにより、または利用できなかったことにより、利用者または第三者が被った損害
- (2)利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブル、又は SNS 等に関するバグ、トラブル、サービス停止等により、利用者または第三者に生じた損害
- (3)上記の他、公式アカウントに関連する事項に生じた損害

(ネット炎上の報告および対応)

第11条 理事等が公式アカウントを利用して炎上が生じた場合は、速やかに会長に報告する。

- 2 会長は現状を確認し、対応部門と協議の上、対応方針を決定し、必要に応じて公式コメントを本会 Web サイトに掲載する。また、炎上が沈静化した段階で解決の報告、お詫びと今後の改善策を本会 Web サイトへ開示する。
- 3 前項の対応を迅速に行うため、会長の判断のもとに実施することができる。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

附則

- 1 本規程は、令和3年5月1日から施行する。